

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水道法（昭和32年法律第177号）第37条	給水停止命令	生活衛生課

1 水道法第37条に基づき、営業者に命じる給水停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当し、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- (1) 専用水道又は簡易専用水道の設置者が、法第36条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると保健所長が認めるとき。
- (2) 専用水道の設置者が、法第36条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると保健所長が認めるとき。

2 給水停止の処分期間は、次のとおりとする。

指示又は勧告に係る事項を履行するまでの期間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。